# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	児童扶養手当に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四国中央市長

#### 公表日

令和5年3月1日

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づく以下の事務  1. 児童扶養手当の受給資格者、児童、扶養義務者に係る資格及び所得情報の確認  2. 届出書に関する確認  3. 支払い管理の確認  4. 公金受取口座情報の確認
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイ	イル名
児童扶養手当情報ファイル	L
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第37項 番号法別表第一主務省令 第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第5条
4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項・第16項・第26項・第30項・第47項・第64項・第65項・第87項・第 106項・第116項 番号法別表第二主務省令 第10条の3・第12条・第19条・第35条・第36条・第44条・第53条・第59条の2 の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第57項 番号法別表第二主務省令 第31条
5. 評価実施機関にお	ける担当部署
①部署	福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
222 22 22 22 22	示•訂正•利用停止請求
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
0 株字個人棒報ファ	イルの取扱いに関する関会共

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 四国中央市福祉部こども家庭課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6027

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		]5年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実力 されている。	項目評価		重点項目評	1) 基 2) 基 3) 基	表状肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び 価書において、リスク	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選 1) 特 2) 十	択肢> 特に力を入れている 一分である 果題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> トに力を入れている -分である !題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> ドニカを入れている -分である 果題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	の委託			[ 0	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	1) 特 2) <del>十</del>	択肢> 持に力を入れている -分である 果題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特	択肢> キに力を入れている -分である キ題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しな		]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	]	十分である	]	1) 特 2) 十 3) 訝	択肢> 作けを入れている -分である <u>関が残されている</u>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> トに力を入れている -分である !題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> トに力を入れている -分である !題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[ ]	自己点検	[0]	内部監査	[ ]外部監				
9. 従業者に対する教育・啓	<b>外</b>								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	1) 特 2) 十	択肢> キに力を入れて行っで ・分に行っている ・分に行っていない				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	載変更後の記載		提出時期に係る説明
	I -5-②所属	こども課長 藤田 泰	課長	事後	
令和1年6月14日	I -7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV-1提出する特定個人情報 保護評価書の種類	_	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-2特定個人情報の入手	-	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-3特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
予和1年6月14日	Ⅰ移転	_	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV −6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	-	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV −6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	-	十分である	事後	
令和1年6月14日	W - 7特定個 人情報の保管・	-	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅳ-8監査	_	内部監査	事後	
令和5年3月1日	I -1-③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛 名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検 索・電子申請機能	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛 名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検 索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	
令和5年3月1日	Iー3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第37項 番号法別表第一主務省令 第29条	番号法第9条第1項 別表第一 第37項 番号法別表第一主務省令 第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第5条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項・第16項・第26項・第30項・第47項・第64項・第65項・第87項・第116項 番号法別表第二主務省令 第12条・第19条・第35条・第36条・第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第57項 番号法別表第二主務省令 第31条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項・第16 項・第26項・第30項・第47項・第64項・第65項・ 第87項・第106項・第116項 番号法別表第二主務省令 第10条の3・第12 条・第19条・第35条・第36条・第44条・第53条・ 第59条の2の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第57項 番号法別表第二主務省令 第31条	事後	
令和5年3月1日	I -5-①部署	福祉部 こども課	福祉部 こども家庭課	事後	
令和5年3月1日	I -8連絡先	四国中央市福祉部こども課 愛媛県四国中央 市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6027	四国中央市福祉部こども家庭課 愛媛県四国 中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6027	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	